

## 令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会開催公示

沖縄労働局 一般公示 第3-23号

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込み要領によりお申し込みください。

### 記

1. 日 時 令和3年7月1日(木) 15時～
2. 場 所 那覇第2地方合同庁舎 1号館2階共用大会議室 ※1
3. 議題等  
沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程等について
  - (2) 沖縄県最低賃金専門部会の設置について
  - (3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (4) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
  - (5) その他
4. 傍聴者数 8人程度 ※2
5. 申込方法等
  - (1) 傍聴希望者は、任意様式により、「令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会傍聴希望」とご記入のうえ、住所、氏名、電話番号(連絡先)を併記し、直接下記窓口を持参されるか、ハガキ、FAX又は電子メールにてお申し込み下さい。なお、申込締切日は令和3年6月29日(火)(17時必着)です。  
※ 「ハガキ」の送付先 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎  
沖縄労働局労働基準部賃金室 宛  
※ 「FAX」の送付先 098-862-6793 (沖縄労働局労働基準部賃金室宛)  
※ 電子メールアドレス [chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp)
  - (2) 傍聴できる方に対しては、当局担当よりご連絡いたします。なお、会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴できない方に対してはご連絡いたしませんのでご了承ください。
6. その他
  - (1) 傍聴当日、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることを証明するものをご持参ください。
  - (2) 傍聴される場合には、別紙の「留意事項」を厳守いただきますのでご注意ください。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染拡大防止の対策にご協力をお願いします。
  - (3) 車いすをご利用になられる方は、その旨をお書き添えください。また、介助の方がおられる場合にはその方のお名前もお書き添えください。

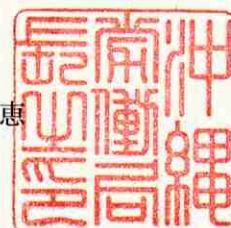
※1、※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場の変更や傍聴者数を縮小する場合があります。

<お問い合わせ窓口>

沖縄労働局労働基準部賃金室 TEL 098-868-3421

令和3年6月14日

沖縄労働局長 福 味 恵



別紙

## 傍聴するに当たっての留意事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、咳エチケット(マスク着用)等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入り口に消毒用機器を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・また、以下に該当する場合には傍聴をお控えいただくようお願いいたします。
  - 感染者と濃厚接触をした方
  - 発熱等の風邪症状がみられる方

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできないこと
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源は必ず切ること
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用を禁止すること
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎むこと
- 5 審議会委員等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできないこと
- 6 傍聴中、飲酒および喫煙を禁止すること
- 7 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き原則禁止とすること
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用を禁止すること
- 9 銃刀類その他危険な物又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りすること
- 10 その他、審議会会長及び沖縄地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うこと

なお、これらの事項を順守できない場合には、傍聴の取り消し又は中途退場を命じることがあります。

沖縄地方最低賃金審議会事務局  
(沖縄労働局労働基準部賃金室)